

公有財産所管換え手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																												
藤井寺保健所 動物愛護管理センター	<p>公有財産について所管換えをしようとする予算執行機関の長は、財務部長との協議（工作物の所管換えを除く。）を経て所管換えをすることについて意思決定しなければならない。所管換えを受けようとする予算執行機関の長は、所管換えを受けることについて意思決定しなければならない。また、双方の予算執行機関において、公有財産台帳等管理システムを用い公有財産台帳の整備を行わなければならない。</p> <p>しかしながら、動物愛護管理センターが犬の保管等に用いていた建物及び同センターが使用していた屋外掲示板（工作物）を、藤井寺保健所に所管換えした際、財務部長への協議及び双方の予算執行機関において所管換えについての意思決定（起案決裁）が行われていなかった。また、工作物については双方の予算執行機関においてシステムによる台帳の整備がなされていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="445 829 1558 1018"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>所在地</th> <th>建築年月日</th> <th>構造</th> <th>延べ面積</th> <th>取得価格</th> <th>異動年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>藤井寺市 藤井寺 1丁目8-36</td> <td>H6.9.9</td> <td>非木造 RC</td> <td>224.31㎡</td> <td>79,509,000円</td> <td>H30.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="445 1092 1558 1249"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>索引番号</th> <th>取得年月日</th> <th>種目</th> <th>形式等</th> <th>取得価格</th> <th>異動年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物</td> <td>04090000100</td> <td>H23.3.4</td> <td>諸標</td> <td>520×720×80</td> <td>80,000円</td> <td>H30.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※なお、工作物の所管換えについては、公有財産規則第8条ただし書の規定により財務部長に対する協議は不要</p>	種別	所在地	建築年月日	構造	延べ面積	取得価格	異動年月日	建物	藤井寺市 藤井寺 1丁目8-36	H6.9.9	非木造 RC	224.31㎡	79,509,000円	H30.3.31	種別	索引番号	取得年月日	種目	形式等	取得価格	異動年月日	工作物	04090000100	H23.3.4	諸標	520×720×80	80,000円	H30.3.31	<p>速やかに公有財産の所管換えに必要な事務手続きを行うとともに、今後は大阪府公有財産規則及び大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (6) 所管換え 部局長及び予算執行機関の長(以下「部局長等」という。)相互間で公有財産の所管を移すことをいう。 (公有財産の引継ぎ) 第7条 部局長等は、その所管する行政財産の用途を廃止したとき、又は普通財産の取得、管理若しくは処分に係る知事の指定が取り消されたときは、直ちに、当該財産を財務部長に引き継がなければならない。(以下略) 2 前項の規定による引継ぎは、公有財産引継書(様式第一号)により、当該財産の所在する場所において関係職員の上行うものとする。(略)、又は部局長等相互間で公有財産の引継ぎを行うときも、同様とする。 (協議) 第8条 部局長等は、次に掲げる場合は、財務部長に協議しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。 (3) 所管換えをしようとするとき。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録) 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等(以下「異動」という。)により台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。(以下略) (財産異動時の台帳等の引継ぎ) 第9条 所管換え等により財産を異動するときは、規則第7条第2項に規定する公有財産引継書を作成のうえ、当該財産の台帳及び台帳附属資料を引き受ける部局長等に引き継ぐものとする。</p>	<p>(措置した機関：藤井寺保健所) 動物愛護管理センターから引継通知を受け、建物及び工作物について所管換えの意思決定を行った。また、公有財産台帳等管理システムにより台帳を整備した。</p> <p>(措置した機関：動物愛護管理センター) 対象の建物及び工作物について、大阪府公有財産規則に基づき藤井寺保健所に対する所管換えの意思決定(起案決裁)を行い、指定された様式により公有財産引継書を交わした。また、工作物について、公有財産台帳等管理システムにより台帳を整備した。</p> <p>今後は大阪府公有財産規則及び大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	所在地	建築年月日	構造	延べ面積	取得価格	異動年月日																									
建物	藤井寺市 藤井寺 1丁目8-36	H6.9.9	非木造 RC	224.31㎡	79,509,000円	H30.3.31																									
種別	索引番号	取得年月日	種目	形式等	取得価格	異動年月日																									
工作物	04090000100	H23.3.4	諸標	520×720×80	80,000円	H30.3.31																									

監査(検査)実施年月日(委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年10月1日から平成31年1月31日まで)